

仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



仙台市

はじめに

少子高齢化や核家族化の進展、住民同士のつながりの希薄化など、保健福祉行政を取り巻く環境は日々めまぐるしく変化していますが、そうした中にあっても、仙台市に暮らす市民の皆さま誰もが、より長く健康を保ちながら、生きがいをもっていきいきと自分らしく活躍でき、そしてともに支えあい繋がりあう社会であることが何より大切です。

そのためには、行政・地域・関連団体・市民などの様々な担い手が連携・協働し、支援を必要としている人を地域全体で支える「地域共生社会」の実現に向けて、支援が必要となる前の予防的対応の取り組みも強化していく必要があります。

本計画では、こうした取り組みを進めるにあたり、一人ひとりが持つ多様性を尊重しながら、共に支えあい、医療や介護の状態に関わらず、生涯自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指します。

計画の推進に当たっては、高齢福祉分野のみならず、障害福祉、健康づくり、医療などの保健福祉各分野はもとより、多様な分野とも今まで以上に連携・協働を図りながら、取り組みを進めてまいります。

目次

| | | |
|------------|---|-----------|
| 第1章 | 計画策定の趣旨と位置づけ | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 計画の期間 | 3 |
| 4 | 計画の点検・評価・進捗状況の管理 | 4 |
| 5 | 持続可能な開発目標(SDGs)との関係 | 4 |
| 第2章 | 高齢者を取り巻く現状と課題 | 5 |
| 1 | 高齢者を取り巻く現状 | 5 |
| 2 | 高齢者一般調査・要介護者等調査の実施 | 18 |
| 3 | 前計画の主な取り組み・評価・課題 | 32 |
| 第3章 | 今後の高齢者施策を推進していく上での視点及び方向性 | 43 |
| 1 | 今後の高齢者施策を推進していく上での視点 | 43 |
| 2 | 今後の取り組みの方向性 | 45 |
| 第4章 | 基本理念・基本目標・施策の体系 | 46 |
| 1 | 基本理念 | 46 |
| 2 | 基本目標 | 46 |
| 3 | 施策の体系 | 49 |
| 第5章 | 高齢者保健福祉施策の推進 | 53 |
| | [方針1] 社会の変化に対応しながら、高齢者が健康で自分らしく活躍 することができるような取り組みや環境づくりを進めます | 53 |
| | [施策1] 高齢者の健康と生きがいを支える取り組みや、地域づくりへの支援 の充実 | 53 |
| | [施策2] 高齢者の意欲と経験に応じた活躍を後押しする取り組みや、環境 づくりの推進 | 58 |
| | [施策3] 社会の変化へ柔軟に対応する取り組みの強化 | 61 |

| | | |
|--------------|---|----|
| 【方針2】 | 地域で共に支え合い誰もが自分らしく暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの体制を強化します | 63 |
| [施策4] | 地域における安心の確保や自立した暮らしの継続を可能とするきめ細かな支援の充実 | 63 |
| [施策5] | 地域の多様な主体が連携する支え合い体制づくりの取り組みの強化 | 69 |
| [施策6] | 認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進(認知症施策推進計画) | 78 |
| 【方針3】 | 将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう持続可能な体制を構築します | 84 |
| [施策7] | 中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備 | 84 |
| [施策8] | 介護人材の安定的な確保・育成に向けた支援の充実と介護業務の効率化の推進 | 88 |

第6章 介護保険対象サービスの見込量 92

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 介護保険対象サービスの種類 | 92 |
| 2 | 介護サービス利用者の推移と今後の見込み | 93 |
| 3 | 各年度におけるサービスの種類ごとの見込量 | 94 |

第7章 介護保険事業の円滑な運営に関する方策 110

| | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 保険料段階の設定 | 110 |
| 2 | 所得が低い方への対応 | 112 |
| 3 | サービスの質の確保と保険給付費の適正化 | 114 |
| 4 | その他介護保険事業を円滑に実施するための方策 | 119 |

第8章 介護保険事業に係る費用の見込み 121

| | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 計画期間の費用の見込み | 121 |
|---|-------------|-----|

附属資料 128

- 用語解説
- 仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員名簿
仙台市介護保険審議会委員名簿
- 仙台市社会福祉審議会運営要領(抄)
仙台市介護保険条例(抄)
- 仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・仙台市介護保険審議会審議経過
- 市民参加等の実績
- 実態調査等実施状況

1 計画策定の趣旨

高齢者人口がピークとなる令和22(2040)年が間近となるなか、本市においても高齢者数は増加を続けており、令和2年の国勢調査における65歳以上の高齢者人口は25万7千人と、本市人口の約4人に1人が高齢者という状況になっています。

こうした状況のなか、高齢者を取り巻く環境についても、コロナ禍による生活様式の変化や働き方改革による就業構造の変化、デジタル化の進展などにより大きく変容しており、今後の高齢社会に向けた、高齢者の意欲と能力に応じて力を発揮できる社会の構築や、時代の潮流に合わせた柔軟で適時適切な取り組みが求められています。

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成18年に高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定して以降、3年ごとの見直しを重ねてまいりました。今回の見直しにおいては、これまでの取り組みを基礎としつつ、少子高齢化による様々な課題が想定される中においても、中長期的な視点を持ちながら社会の変化に柔軟に対応し、将来にわたり誰もが安心して暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた各種施策の展開を図るものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法令上の根拠

本市においては、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の市町村老人福祉計画として、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の市町村介護保険事業計画としてそれぞれ位置づけており、それぞれの法令等に基づき、両者を一体のものとして策定しています。

また、令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、市町村における認知症施策推進計画の策定が努力義務とされています。本市では、高齢者施策と連携のもと、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策6の認知症施策を含めた本計画を、認知症基本法第13条における市町村認知症施策推進計画としても位置付けられるよう策定しています。

● 高齢者保健福祉計画

「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」「市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。」(市町村老人福祉計画・老人福祉法第20条の8)

●介護保険事業計画

「市町村は、基本指針(注)に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」「市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」(市町村介護保険事業計画・介護保険法第117条)

(注)基本指針…「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働省告示)

●認知症施策推進計画

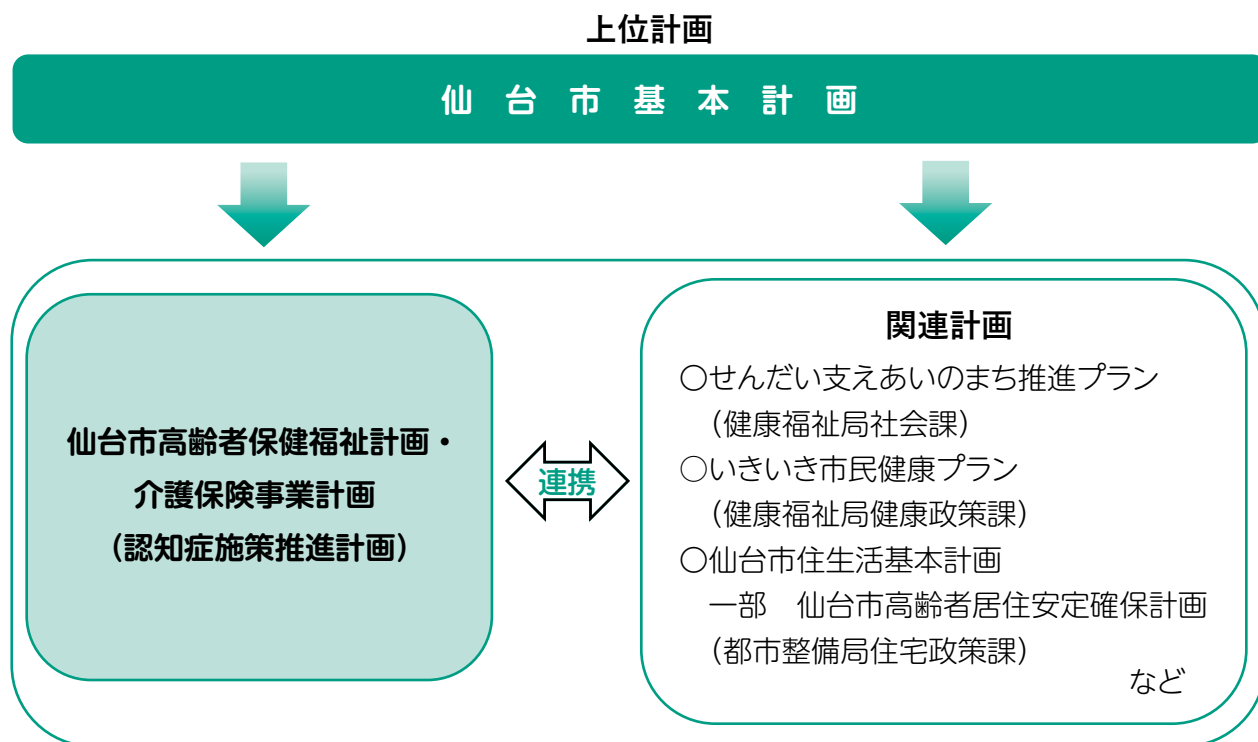
「市町村は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。」「市町村計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。」(市町村認知症施策推進計画・共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条)

(2) 他計画との関係

本市では、令和3年3月に「仙台市基本計画」を定め、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City”SENDAI ～」というまちづくりの理念のもと、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」など4つの目指す都市の姿を示しています。

この目指す都市の姿の実現に向け、仙台の強みや現状を踏まえて重点的に取り組む、8つのチャレンジプロジェクトを掲げており、その中で、本計画に関連するものとして、「心の伴走プロジェクト」では「多様性を尊重し、あらゆる人が安心して暮らせる地域をつくる」を、「地域協働プロジェクト」では「多様性を力に変える地域をつくる」を、「ライフデザインプロジェクト」では「自分らしい生き方が実現できる環境をつくる」を、それぞれ目標とし、その達成に向けて取り組むこととしています。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」を踏まえるとともに、「せんだい支えあいのまち推進プラン」など関連する本市の計画と連携のうえ、高齢者の保健福祉を総合的に推進するための計画です。



3 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で、介護保険事業計画としては第9期となります。

4 計画の点検・評価・進捗状況の管理

毎年度、本計画に基づく各種施策の達成状況の点検・評価に加えて、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価指標に基づく点検を実施することにより、進行管理を行います。また、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会及び仙台市介護保険審議会に進捗状況を報告し、その内容について審議するとともに、市民に向けた積極的な情報提供を行っていきます。

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会

学識経験者や社会福祉事業の従事者などで構成し、さまざまな高齢者に関する施策について、審議を行います。

仙台市介護保険審議会

被保険者の代表者や、学識経験者、保健・医療関係者などで構成し、主に介護保険事業の円滑な運営について、審議を行います。

5 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの持続可能な開発目標です。

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」のため、貧困や飢餓、格差や持続可能な消費・生産などの17のゴール(目標)を定めています。

本計画では、17の目標のうち、8つの目標(1、3、4、8、10、11、16、17)が特に関連することから、それぞれのゴール(目標)も意識しながら各種施策を推進します。

SDGsの17のゴール

